

神商連発第30号
令和元年7月1日

神奈川県最低賃金審議会会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局長 荻原 俊輔 様

(一社)神奈川県商工会議所連合会
会頭 上野 孝

神奈川県最低賃金額の審議について（要請）

平素から当連合会の運営にご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中央最低賃金審議会において、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問がされ、これを受けて、神奈川県最低賃金審議会においても議論がされるものと拝察します。

つきましては、審議にあたって配慮していただきたい次の2点について申し入れをします。

1 中小企業・小規模事業者の実態の十分な把握及び厳に慎重な対応

政府においては、日本再興戦略等に掲げられた好循環の更なる拡大に向けて、経済界に対し賃上げ要請を行っており、最低賃金の全国加重平均額は、直近3年間で76円の引き上げとなっています。また、政府の対策として、平成28年度以降、毎年3%程度ずつ最低賃金を引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指すとされており、今年度の最低賃金改定審議においても、昨年同様の引き上げの議論が行われるものと拝察します。

一般的な賃上げが、利益を上げた良好な企業業績を原資として行われるものであるのに対し、最低賃金は、業績に関わらず、すべての企業に罰則付きで適用されるものであるため、通常の賃上げとは異なる性格を有しています。

このところの急速な引き上げは、賃金支払能力に乏しい中小企業・小規模事業者に、収益の持続的改善や生産性向上が伴わない中で、深刻な人手不足に対応するために実力以上の賃上げを強いており、実感を伴わない足元の景況感や経済情勢と相まって、総じて厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者にとって極めて深刻な問題となっています。

現在、本県の最低賃金は983円ですが、今年度は、東京とともに、1,000円台に乗ることが想定されるところです。今後、中央最低賃金審議会から「目安」額が示され、神奈川県最低賃金額でも改定の審議がスタートするものと拝察しますが、審議に当たっては、先に目標ありきでなく、足元の景況感や地域の経済情勢、中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい実態を十分に把握され、厳に慎重に対応されますよう要請します。

なお、日本商工会議所では、本年5月28日付けで、最低賃金に関する緊急要望を行っていることを申し添えます（別添要望書添付）。



2. 同一県内にあっても地域の実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入

神奈川県地域別最低賃金は、平成30年10月から983円（前年度比27円増）となっており、東京都（985円）とほぼ同額で全国2番目の高い水準にあり、隣接する山梨県（810円）、静岡県（858円）との間に大きな格差があります。

現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部と比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としており、これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることから明らかであり、県のエリアを区切った決め方が必要であると考えるところであります。

特に県境の地域においては、隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細やかな制度設計を導入していただきますよう要請します。

最低賃金に関する緊急要望

2019年5月28日
日本商工会議所
東京商工会議所

【中小企業の経営環境】

日本商工会議所のLOBO（早期景気観測）調査では、4月の全産業合計の業況DIはマイナス16.7で、ここ数年はマイナス20%から10%台で一進一退を続けている。また、売上DIや採算DIもマイナスが続いていることから、「景気回復を実感することができない」といった「生の声」が多く聞かれている。

一方、企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がり続けており、労働分配率も大企業が40%台であるのに対して中小企業は70%台で推移している。

こうした状況の中、上記LOBO調査によると、2018年度に賃上げをした企業は65.1%であるが、そのうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は6割を占めている。更に、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増に加えて、コスト増加分の価格転嫁については、BtoC、BtoBともに転嫁に難航している企業が8割に達している。

こうした状況から、中小企業は総じて厳しい経営環境にあるばかりか、中小企業の経営者は賃金支払余力が乏しい中、深刻な人手不足に対処するために、実力以上の賃上げを強いられているのが実態である。

【最低賃金の大幅な引上げに伴う影響】

こうした中、最低賃金は「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府目標により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、近年は名目GDP成長率や中小企業の賃上げ率（2018年：1.4%）を大きく上回る引上げが続き、特に昨年度は23の県が目安額を上回る引上げとなるなど大幅な引上げとなった結果、当所が実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業は、2015年度の20.7%から2019年度は実に38.4%に上り、年々増加の一途をたどっている。

また、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は2008年度の2.7%、2012年度の4.9%から2017年度は11.8%と大幅に上昇している。東京都（11.2%）を含む25都道府県では10%を超えており、特に神奈川県、宮崎県、北海道では15%を超え、大阪府に至っては20.3%に達している。

こうした状況により、全国の中小企業から最低賃金の大幅な引上げに対して悲鳴にも近い「生の声」が当所へ寄せられていることから、最低賃金に関して下記の事項を強く要望する。

記



1. 中小企業の経営実態を考慮した政府目標の設定を

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に罰則付きで適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。最低賃金の引上げペースに関する新たな数値目標の設定や最低賃金の全国一律化に関する議論があるが、米中貿易摩擦などを踏まえた足元の景況感や経済情勢と相まって、地域の中小企業は戸惑い、大きな不安を訴える声が高まっている。

現在の全国加重平均874円が政府目標の1,000円になると約15%の大幅な引上げになることから、これまで商工会議所は最低賃金について政府目標ありきではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。

したがって、足元の景況感や経済情勢、中小企業の経営実態を考慮することなく、政府が3%を更に上回る引上げ目標を新たに設定することには強く反対する。

なお、最低賃金の改定は審議会の議論を通じて公労使の合意によって行われることが原則であり、最低賃金の目標設定に当たっても、関係者、とりわけ地域経済や雇用を支える中小企業の納得が不可欠であることから、政府は目標設定にあたっては中小企業の実情を十分に踏まえる必要がある。

2. 中小企業の経営実態を考慮した水準の決定を

地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第9条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められているが、近年は審議の結果、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引上げが続いた結果、当所の調査で直接的な影響を受けた企業の割合は38.4%に上り、年々増加の一途をたどっている。最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ7年間で63万者減少している中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に拍車をかけることが懸念される。

したがって、最低賃金の審議では、名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、上記三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率（2018年：1.4%）など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきであり、3%といった数字ありきの引上げには反対である。

なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。

3. 支援策の強化拡充、使い勝手の向上を

中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。しかし、2018年度の地域別最低賃金の引上げ額が23円から27円である中で、本助成金は事業場内最低賃金を30円以上上げた事業者が対象になっていることや、事業場規模30人以下の事業場に限られたコースがあること、更には新規の設備投資等が要件となっていることから、「使いたくても使えない」、「使い勝手が良くない」といった多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

したがって、本助成金は、対象事業者の事業場内最低賃金引上げ額を地域別最低賃金引上げ額と同額にすることや、新規の設備投資等を前提とせず生産性向上に資するソフト面の取り組み（売上向上に資する広告宣伝費、展示会等出展費、試作・実験費等）も助成対象とするなど強化・拡充するとともに、企業の事務負担を軽減する観点から、交付申請は支障がない限り簡素化していくことで使い勝手を良くするべきである。更に、IT・IoT・AI・ロボット等の導入・活用等の生産性向上や取引適正化への支援を強化・拡充していくことも不可欠である。

4. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。

このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から10月1日前後の発効までの2カ月程度で対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きいの」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。

したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により全国的に年初め又は年度初めとすることが望ましい。

5. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業又は職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが228件ある。特定最低賃金の改定又は新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。

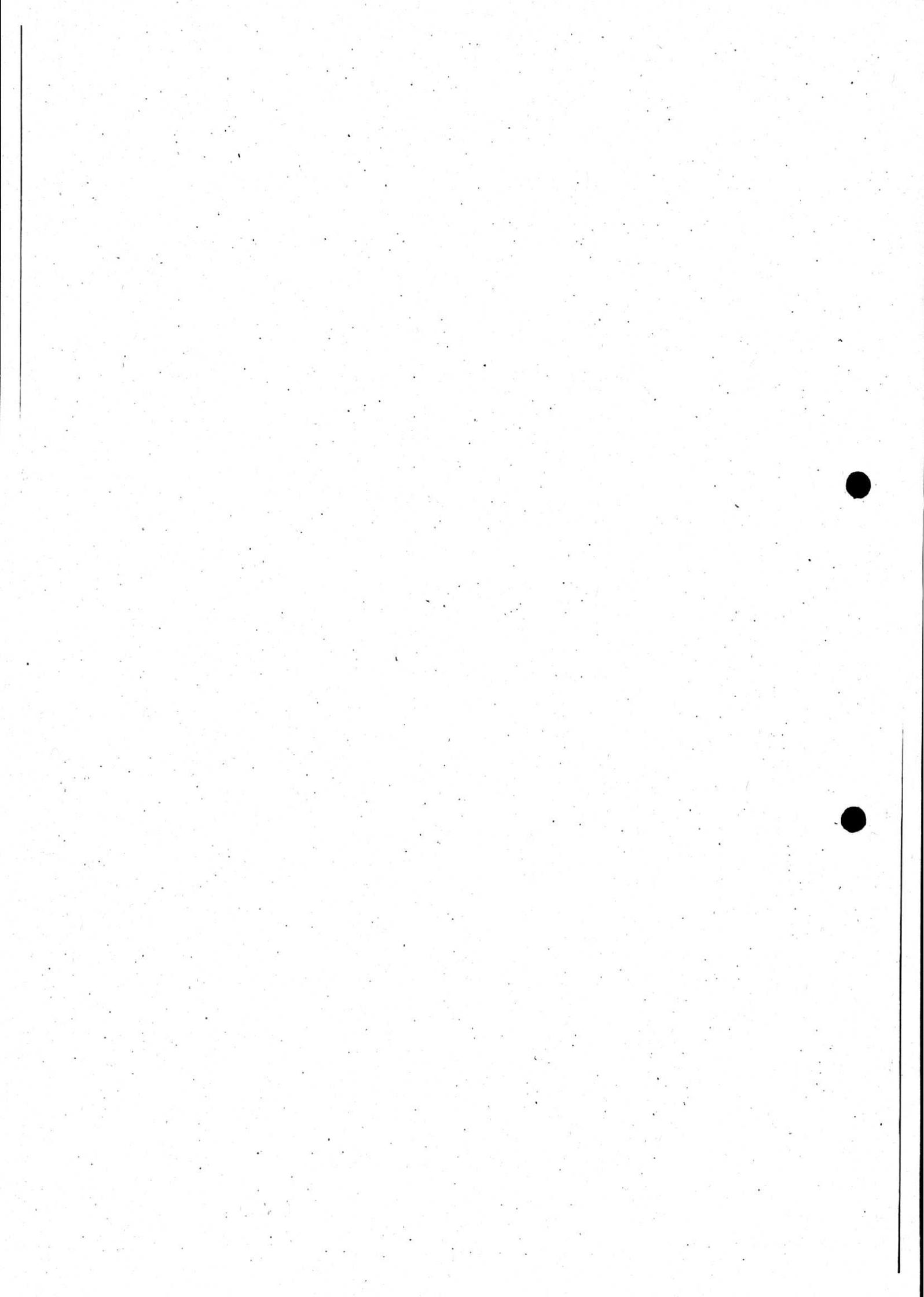
一方、2018年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は42件あり、そのうち改正の申出が無かったものが27件、また直近3年間で改定されていないものが29件ある。

地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

なお、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設に伴い、政府は「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努める」こととしている。この特定技能外国人の大都市圏への偏在を防ぐための措置に関して、政府は全国一律の特定最低賃金の設定や地域別最低賃金の全国一元化など最低賃金制度を用いるべきではなく、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取り組み、更には地方の中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供等を実施していくべきである。

以上







神弁発第2184号
2019年7月12日

神奈川県労働局長
萩原 俊輔 様

神奈川県弁護士会
会長 伊藤 信吾

会長声明の送付について

当会では、7月11日付で「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」を発表いたしました。

ここに声明文をお送りいたしますので、その趣旨をご理解いただき、善処下さいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

神奈川県弁護士会 事務局 岸
〒231-0021 横浜市中区日本大通9
TEL: 045-211-7705
FAX: 045-211-7718





最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

1. 平成20年7月に施行された改正最低賃金法は、地域別最低賃金を定める際に考慮を要する労働者の生計費について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性」を求めている（9条3項）。
2. 神奈川県地域別最低賃金は、平成30年10月1日改正により1時間983円となった。そして、近時、厚生労働省が中央最低賃金審議会に示している試算（以下「厚労省試算」という。）によれば、神奈川県内における最低賃金額と生活保護基準との逆転現象は解消したようにも見える。
しかし、逆転現象解消の一因は、平成25年8月以降、生活保護基準が切り下げられたことにあり、生活保護基準自体が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を下回った結果である。
3. 以下述べる通り、実質的には逆転現象は解消されておらず、労働者が働きさえすれば憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるようになったことを意味しない。

第1に、地域や家庭の状況によって最低賃金の水準が生活保護基準を下回っている事例は少なくない。

例えば、横浜市等においては、1時間の最低賃金額983円で厚労省試算が用いる労働基準法の労働時間規制の上限である1か月173.8時間働いた場合の賃金は170,845円である。これに厚労省試算で税・社会保険料を除いた可処分所得を算定するために用いる指数0.824を乗じると140,776円となり、全額が可処分所得となる生活保護基準147,110円（住宅扶助を上限額とし、年齢を18～19歳とするほか厚労省試算と同様に算定）を下回る。

また、厚労省試算は医療費を要しない19歳以下の単身者を前提にしており、子育て中のひとり親世帯などでは最低賃金の水準が生活保護基準を大幅に下回る。

例えば、横浜市等では、中学生2人を養育するひとり親世帯であれば生活保護基準が約32万円になる。ところが一方で、当該ひとり親が最低賃金額でフルタイム働いても賃金は前記のとおりであり、2人分の児童手当及び児童扶養手当計約7万円を受給したとしても生活保護基準には及ばず、現在の最低賃金額は、ひとり親が子育てをするには到底足りないのである。また、生活保護では医療扶助により医療費の自己負担が不要となるが、最低賃金で働く労働者は、医療費を支出するとさらに生活を切り詰めなければならないことから、診療を諦めることを余儀なくされかねないのである。



第2に、厚労省試算が用いる労働時間は実態に即していない。厚労省試算は、最低賃金に基づく1か月あたりの収入の算定につき労働時間を労働基準法の労働時間規制の上限である1か月173.8時間としている。しかし、神奈川県毎月勤労統計調査によれば、県内の労働者の所定内労働時間はフルタイムにあたる一般労働者でさえ1か月あたり150.8時間にとどまる。この時間を最低賃金額983円で働いた場合、1か月の賃金は148,236円であり、厚労省試算が用いる指数0.824を乗じると可処分所得は122,146円にとどまるのであって、生活保護基準を大幅に下回る。

4. わが国においては、子どもを養育しているひとり親世帯における貧困率の高さが際立っている。特に、ひとり親世帯の親の8割以上が就労しているにもかかわらず、他の多くの国と異なって就労・非就労によって貧困率がほとんど異ならないという深刻な状況がある。ひとり親家庭の親はフルタイムの職を得ること自体容易ではないが、まずはフルタイムで働きさえすれば、生活保護基準を上回る賃金を得られるようにすることが喫緊の課題である。憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権を具体化した生活保護より低い金額しか得られないような最低賃金額の設定は、健全な労働意欲を削ぐものであって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした最低賃金法の趣旨にも反する。
5. なお、最低賃金の大幅な引上げにより、中小企業の雇用の維持に影響が生じる可能性は否定できない。しかし、雇用の維持は、本来中小企業の生産性を高めるための諸施策及び中小企業と取引先企業との間の公正な取引確保のための諸施策の実施等によって図られるべきであり、最低賃金の大幅な引上げを妨げる事情としてはならない。
6. よって、神奈川県の地域別最低賃金は、平均的な労働時間働いた場合に、子どもを養育するひとり親家庭に対する、県内において最も高い地域の生活保護基準を上回るよう大幅に引き上げられるべきである。

2019年7月11日

神奈川県弁護士会

会長 伊藤 信吾

神弁発第2184号
2019年7月12日

神奈川県最低賃金審議会
会長 盛 誠吾 様

神奈川県弁護士会
会長 伊藤 信吾

会長声明の送付について

当会では、7月11日付で「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」を発表いたしました。

ここに声明文をお送りいたしますので、その趣旨をご理解いただき、善処下さいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

神奈川県弁護士会 事務局 岸
〒231-0021 横浜市中区日本大通9
TEL: 045-211-7705
FAX: 045-211-7718





最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

1. 平成20年7月に施行された改正最低賃金法は、地域別最低賃金を定める際に考慮を要する労働者の生計費について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性」を求めている(9条3項)。

2. 神奈川県地域別最低賃金は、平成30年10月1日改正により1時間983円となった。そして、近時、厚生労働省が中央最低賃金審議会に示している試算(以下「厚労省試算」という。)によれば、神奈川県内における最低賃金額と生活保護基準との逆転現象は解消したようにも見える。

しかし、逆転現象解消の一因は、平成25年8月以降、生活保護基準が切り下げられたことにあり、生活保護基準自体が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を下回った結果である。

3. 以下述べる通り、実質的には逆転現象は解消されておらず、労働者が働きさえすれば憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるようになったことを意味しない。

第1に、地域や家庭の状況によって最低賃金の水準が生活保護基準を下回っている事例は少なくない。

例えば、横浜市等においては、1時間の最低賃金額983円で厚労省試算が用いる労働基準法の労働時間規制の上限である1か月173.8時間働いた場合の賃金は170,845円である。これに厚労省試算で税・社会保険料を除いた可処分所得を算定するために用いる指数0.824を乗じると140,776円となり、全額が可処分所得となる生活保護基準147,110円(住宅扶助を上限額とし、年齢を18~19歳とするほか厚労省試算と同様に算定)を下回る。

また、厚労省試算は医療費を要しない19歳以下の単身者を前提にしており、子育て中のひとり親世帯などでは最低賃金の水準が生活保護基準を大幅に下回る。

例えば、横浜市等では、中学生2人を養育するひとり親世帯であれば生活保護基準が約32万円になる。ところが一方で、当該ひとり親が最低賃金額でフルタイム働いても賃金は前記のとおりであり、2人分の児童手当及び児童扶養手当計約7万円を受給したとしても生活保護基準には及ばず、現在の最低賃金額は、ひとり親が子育てをするには到底足りないのである。また、生活保護では医療扶助により医療費の自己負担が不要となるが、最低賃金で働く労働者は、医療費を支出するとさらに生活を切り詰めなければならないことから、診療を諦めることを余儀なくされかねないのである。



第2に、厚労省試算が用いる労働時間は実態に即していない。厚労省試算は、最低賃金に基づく1か月あたりの収入の算定につき労働時間を労働基準法の労働時間規制の上限である1か月173.8時間としている。しかし、神奈川県毎月勤労統計調査によれば、県内の労働者の所定内労働時間はフルタイムにあたる一般労働者でさえ1か月あたり150.8時間にとどまる。この時間を最低賃金額983円で働いた場合、1か月の賃金は148,236円であり、厚労省試算が用いる指数0.824を乗じると可処分所得は122,146円にとどまるのであって、生活保護基準を大幅に下回る。

4. わが国においては、子どもを養育しているひとり親世帯における貧困率の高さが際立っている。特に、ひとり親世帯の親の8割以上が就労しているにもかかわらず、他の多くの国と異なって就労・非就労によって貧困率がほとんど異ならないという深刻な状況がある。ひとり親家庭の親はフルタイムの職を得ること自体容易ではないが、まずはフルタイムで働きさえすれば、生活保護基準を上回る賃金を得られるようにすることが喫緊の課題である。憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権を具体化した生活保護より低い金額しか得られないような最低賃金額の設定は、健全な労働意欲を削ぐものであって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした最低賃金法の趣旨にも反する。
5. なお、最低賃金の大幅な引上げにより、中小企業の雇用の維持に影響が生じる可能性は否定できない。しかし、雇用の維持は、本来中小企業の生産性を高めるための諸施策及び中小企業と取引先企業との間の公正な取引確保のための諸施策の実施等によって図られるべきであり、最低賃金の大幅な引上げを妨げる事情としてはならない。
6. よって、神奈川県の地域別最低賃金は、平均的な労働時間働いた場合に、子どもを養育するひとり親家庭に対する、県内において最も高い地域の生活保護基準を上回るよう大幅に引き上げられるべきである。

2019年7月11日

神奈川県弁護士会

会長 伊藤 信吾

2019年7月23日

神奈川県最低賃金審議会 御中

神奈川県労働組合総連合
議長 住谷和典
(印略)

神奈川県最低賃金額審議についての要請書

最低賃金の引き上げについて、真摯に議論を進めていただいていることに敬意を表します。

一部のグローバル大企業などは業績を大きく伸ばしていますが、多くの労働者においては、生活改善が進んでいません。また、中小企業の多くや地方経済などでは、「好景気」を実感できるものとなっていません。最大の要因は、労働者の実質賃金が上がらず、国民の消費購買力が弱いことにあります。

政府としても事態を認識し、最低賃金の引き上げを行っていますが、神奈川県はまだまだ不十分な水準であると考えています。

神奈川県は、生計費に基づく最低賃金額の設定と、全国一律の制度にすることを求めています。こうした最賃の改善によってこそ、労働者の賃金を引き上げ、消費購買力を強めて、地域経済の好循環もつくりだされると考えています。

神奈川県最低賃金改定の審議にあたり、下記事項の実現に向け、貴審議会・専門部会において真摯なご議論をしていただくよう要請します。

記

1. 最低賃金の改定にあたって、憲法 25 条の「健康で文化的な」生活を実現する生計費水準について議論していただくこと。生計費を上回る最低賃金額に改定していただくこと。
2. 今年度の神奈川県最低賃金時間額について、中央最賃審議会の「目安」にとられることなく独自性を発揮し、時間額 1500 円をめざす議論をしていただくこと。
3. 最低賃金引き上げにあわせた、実効性ある効果的な中小企業支援策について議論していただくこと。この間の中小企業支援策の効果について検証していただくこと。中小企業にとって重い負担となっている社会保険料の減免について議論していただくこと。
4. 近隣県との最賃額の格差を是正・解消するための方策について議論していただくこと。全国的な格差を縮小するための方策を中央最賃審議会・厚生労働大臣に上申していただくこと。世界各国では当たり前の「全国一律最低賃金制度」について議論していただくこと。
5. 最低賃金審議会の専門部会についても傍聴できるようにすること。審議会のすべての議論を公開とすること。



以上

神奈川県労働局長 荻原俊輔 殿
神奈川県最低賃金審議会会長 盛 誠吾 殿

2019年7月
日本共産党神奈川県議会

最低賃金を大幅に引き上げ、すみやかに時給1500円以上の実現を目指すことを求める申し入れ

2014年の消費税8%への増税を契機に、家計消費は世帯あたり年25万円も落ち込み、働く人の実質賃金は年平均10万円も落ち込んでいます。そして、年収200万円以下の労働者が1085万人（2017年）にのぼっているなど、貧困と格差が広がっています。しかし政府は、最低賃金の引き上げを毎年3%のペースで引き上げる立場を変えようとしていません。

働く貧困層をなくすには、労働者全体の賃金の底上げとなる最低賃金の大幅引き上げが必要です。最低賃金は「ただちに全国どこでも時給1000円」に引き上げ、「すみやかに1500円」を目指すことが求められています。1500円を実現すれば、8時間働いて、残業なし・週休2日で月25万円になります。最低限の要求として当然のことと考えます。

同時に最低賃金の引き上げにあたって、中小・零細企業が最低賃金を支払えるよう支援の拡充を行うことが必要です。政府は、中小企業賃上げ支援策の予算を2014年度の35.9億円から2019年度には6.9億円へと5分の1へ削減しました。中小企業負担の社会保険料の軽減など直接支援や大企業の下請けいじめなどを厳しく規制するなど、中小企業が最低賃金を引き上げることができるようにする環境作り、支援策は不可欠です。

以上の立場から、日本共産党神奈川県議会議員団は、神奈川県労働局と神奈川県最低賃金審議会に対し、下記の項目を要望するものです。

1. 最低賃金を大幅に引き上げ、すみやかに時給1500円以上の実現を目指すこと。
2. 最低賃金は全国一律とし、格差を解消するよう政府に提言を行うこと。
3. 最低賃金の引き上げは、中小・零細企業支援策の強化・拡充と必ず一体で行うこと。
4. 神奈川県最低賃金審議会で、労働者などが意見陳述する場を設けること。



以上

